

浦添市上下水道部職員安全衛生管理規程の全部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月11日

浦添市長 松本 哲治



上下水道事業管理規程第4号

○浦添市上下水道部職員安全衛生管理規程

浦添市上下水道部職員安全衛生管理規程（令和2年上下水道事業管理規程第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するための安全衛生管理体制の整備について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。
- (2) 所属長 課長及びこれに準ずる者をいう。

（管理者の責務）

第3条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の安全と健康を確保するよう努める。

（所属長の責務）

第4条 所属長は、常に職場における所属職員の安全及び健康に留意し、職員の従事する作業を適切に管理するとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

- 2 所属長は、安全衛生管理責任者又は安全管理者若しくは衛生管理者から、職場の安全及び衛生並びに職員に健康の保持増進に関する措置を講ずることを命じられ、又は勧告されたときは、その趣旨に沿って適切な措置を講ずるとともに、その結果を安全衛生管理責任者に報告しなければならない。
- 3 所属長は、安全衛生管理責任者、安全管理者又は衛生管理者若しくは産業医の職務が適切かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

（職員の責務）

第5条 職員は、法令で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全衛生管理責任者、安全管理者、衛生管理者、産業医その他安全衛生管理に従事する者の安全衛生に関する指導及び指示に従うこと。
- (2) 常に、職場、事業所、作業場及び通路等の整理整頓に努めること。
- (3) 職場における事故要因の排除に努め、常に安全で規律のある行動をとること。

(4) 所管に係る車両、機械器具その他作業用具の点検整備を定期的に励行し、安全かつ適切な方法で使用する。

(5) 定められた安全及び衛生上の保護具は、必ず着用すること。

(安全衛生管理責任者等)

第6条 職員の安全及び衛生に関する業務を統括管理させるため、安全衛生管理責任者を置く。

2 前項の安全衛生管理責任者を補佐し、安全衛生管理責任者に事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときはその職務を代理させるため、安全衛生管理責任代理者を置く。

3 安全衛生管理責任者には上下水道部長を、安全衛生管理責任代理者には水道総務課長をもって充てる。

4 前項に規定する者は、別に辞令を用いることなく安全衛生管理責任者又は安全衛生管理責任代理者を命ぜられたものとする。

(安全衛生管理責任者の職務)

第7条 安全衛生管理責任者は、安全管理者及び衛生管理者を指揮するとともに、次に掲げる業務が適切かつ円滑に実施されるよう所要の措置を講じ、かつ、その実施状況を監督する等責任をもって取りまとめなければならない。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 職員の健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 職員の心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき講ずべき措置に関すること。

(5) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令等で定める必要な業務に関すること。

2 安全衛生管理責任者は、前項の業務の的確又は円滑な執行のため必要と認めるときは、所属長に対して必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(安全管理者)

第8条 法第11条第1項の規定に基づき、別表設置箇所の欄に掲げる箇所に安全管理者を置く。

2 安全管理者は、別表安全管理者の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 安全管理者が、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代理させるため、安全管理代理者を置く。

4 前二項に規定する者は、別に辞令を用いることなく安全管理者及び安全管理代理者を命ぜられたものとする。

(安全管理者の職務)

第9条 安全管理者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 定期的に又は必要に応じ、職場を巡視して作業の状況を点検し、安全に関する適切な指導及び監督を行うこと。
 - (2) 第14条に規定する安全衛生委員会の意見を尊重し、安全管理に関する指導事項等を推進すること。
 - (3) 毎月の災害発生の報告に関すること。
 - (4) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備、器具の定期的点検及び整備に関すること。
 - (5) 作業の安全についての教育及び対策に関すること。
 - (6) 発生した災害原因の調査及び対策に関すること。
 - (7) 消防及び避難の訓練に関すること。
 - (8) 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全について必要な事項に関すること。
- 2 安全管理者は、所属長に対し、職場の安全に関する措置を講ずることを命ずることができる。

(衛生管理者)

第10条 法第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、衛生管理者の資格を有する職員のうちから管理者が選任する。
- 3 衛生管理者が、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代理させたるため、衛生管理代理者を選任する。

(衛生管理者の職務)

第11条 衛生管理者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 定期的に又は必要に応じ、職場を巡視して作業の状況を点検し、職員の衛生に関する適切な指導及び監督を行うこと。
- (2) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (3) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (4) 健康に異常のある者の発見及び処置指導に関すること。
- (5) 健康診断に関すること。
- (6) 職員の保健及び衛生思想の普及に関すること。
- (7) 職場環境の衛生に関すること。

- (8) 衛生用保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、職員の保健衛生に関すること。
- 2 衛生管理者は、所属長に対し、職員の衛生に関する措置を講ずることを命ずることができる。

(産業医)

第12条 法第13条の規定に基づき、産業医を置く。

- 2 産業医は、医師のうちから管理者がこれを委嘱する。

(産業医の職務)

第13条 産業医は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) ストレスチェックの実施及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づき事業者が講ずべき措置に関すること。
 - (3) 作業環境の維持に関すること。
 - (4) 作業の管理に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (6) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (7) 衛生教育に関すること。
 - (8) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
 - (9) 職場の衛生又は職員の健康管理に関する業務で、安全衛生管理責任者が必要と認めて依頼する事項に関すること。
- 2 産業医は、前項第1号から第8号までに掲げる事項について、安全衛生管理責任者に対して勧告し、衛生管理者に対し指導し、又は助言することができる。

(安全衛生委員会の設置)

第14条 法第19条第1項の規定に基づき、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の調査及び審議事項)

第15条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議しなければならない。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) ストレスチェックに関すること。
- (4) 安全及び衛生に関する規定の作成に関すること。

- (5) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に係るものに関すること。
 - (6) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
 - (7) 新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。
 - (8) 健康診断の結果に対する対策の樹立に関すること。
 - (9) 厚生労働大臣、所管の労働局長又は労働基準監督署長から文書により命令、指示若しくは勧告を受けた事項のうち、職員の危険及び健康障害の防止に関すること。
- 2 委員会は、厚生労働大臣の公表する指針に基づき、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
- (1) 安全管理者等に安全衛生の業務能力向上のための教育及び講習等の実施計画に関すること。
 - (2) 危険又は有害な業務に現に就いている職員に対し、その従事する業務に関する安全若しくは衛生のための教育に関すること。

(委員会の組織)

第16条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 安全衛生管理責任者
 - (2) 安全管理者及び衛生管理者
 - (3) 安全衛生に関し経験を有する者
 - (4) 産業医
 - (5) 労働組合の推薦に基づき管理者が指名した者
- 2 委員の定数は、7人以上とする。ただし、前項第1号の委員以外の半数については、労働組合の推薦に基づき指名する。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、安全衛生管理責任者及び安全管理者については、その職にある期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員会の委員長)

第18条 委員会に委員長を置き、第16条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第19条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、原則として月1回開催するものとする。

(関係者の出席)

第20条 委員会は、会議に必要があると認める場合は、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(会議の報告)

第21条 委員長は、委員会で審議したことを浦添市総合安全衛生委員会規程（平成2年訓令甲第6号）第1条に規定する総合安全衛生委員会に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第22条 委員会の庶務は、水道総務課において処理する。

(委員会の運営)

第23条 第14条から前条までに定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、議長が委員会に諮って定める。

(秘密の保持)

第24条 安全衛生管理責任者、衛生管理者その他衛生管理に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(準用規定)

第25条 浦添市職員安全衛生管理規則(平成元年規則第19号)第26条から第37条まで、同規則第39条から第50条までの規定は、この規程に準用する。この場合において、条文中「市長」とあるのは「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」と読み替えるものとする。

別表第1 (第8条関係)

設置箇所	安全管理者	安全管理代理者
上下水道部	工務課長	工務課技幹

附 則

この規程は、令和8年5月11日から施行する。